

ルヲ以テ之ヲ諸君等ニ於テ負擔せらる度シ
一、軍議中ノ日給ヲ支給セヨ

(拒絶)

一、軍議ニ對シ絶對ニ犧牲者ヲ出サハルコト

(拒絶)

右回答ニ接セル代表ハ引續キ抗爭スル旨ヲ述ヘ會見二十分ニ
テ無事引揚ケ召集者ニ報告シ再要亦書ニ付協議中ナリ

四、警察取締

七月十一日午後八時三十分頃小石川區丸山所方面ニ於テ前記
シテ貼付中

住所 府下高田町字高田一五〇四

建築金物職工 石村義美 与子等

ハ所轄富坂署ニ檢束ヲ加ヘ諭示ノ上翌日解除シタリ

交渉前叙ノ如ク殆ント拒絶セラレタルニヨリ軍議團側ノ空氣

險惡トナリタルニヨリ推移注視中ナリ

右及申(通) 報候也